

令和4年度

道路施設定期点検業務委託
(分割11号)

特記仕様書

令和4年5月

公益財団法人
群馬県建設技術センター

第1章 総則

第1条 適用

本特記仕様書は、公益財団法人 群馬県建設技術センター(以下「センター」という。)が実施する『令和4年度道路施設定期点検業務委託』(以下、「本業務」という。)に適用する。

第2条 通則

本業務の実施にあたっては、本特記仕様書及び設計業務委託仕様書によるほか、次に示す図書に基づくものとする。

- (1) 群馬県橋梁点検要領【令和3年度改定版】
(令和3年4月 群馬県 県土整備部)
- (2) 道路橋定期点検要領
(平成31年2月 国土交通省 道路局)
- (3) 橋梁定期点検要領
(平成31年3月 国土交通省 道路局 国道・技術課)

第3条 目的

本業務は、市町村が管理する橋梁の健全性の把握と、市町村が今後必要な対策を実施するのに必要な情報を得ることを目的とする。

第4条 履行期限

本業務は、令和4年12月28日までとしているが、履行期限終期日までに完成検査まで完了させること。

第5条 仮成果品の納品

道路施設の点検結果を取りまとめた仮成果品については、センターのチェック及びその修正に要する期間を考慮し、履行期限終期日の1ヶ月前までに必ずセンターへ納めること。

第6条 管理技術者・照査技術者・点検者

管理技術者は、技術士(建設部門／鋼構造及びコンクリート、建設部門／土質及び基礎、または建設部門／道路)、又はRCCM(鋼構造及びコンクリート部門、土質及び基礎部門、または道路部門)のうちいずれかの保有者とする。

照査技術者は、技術士(建設部門／鋼構造及びコンクリート、建設部門／土質及び基礎、または建設部門／道路)、又はRCCM(鋼構造及びコンクリート部門、土質及び基礎部門、または道路部門)のうちいずれかの保有者とする。

原則、管理技術者と照査技術者を同一の技術者が兼任することは認めない。

また、管理技術者・照査技術者ともに、橋梁の損傷状況の把握及び対策区分の判定に必要な能力を有する者で、以下の要件を全て満たす者とする。

- (1) 橋梁点検に関する相当の技術を有すること。
- (2) 橋梁点検結果の照査と、必要な対策を判定できる能力を有すること
- (3) 橋梁の設計、施工に関する相当の知識と実務経験を有すること。

点検者のうち1名は、道路橋点検士、道路橋点検士補等、または群馬県地区講習講習会修了者の資格を保有していること。

特殊高所橋梁点検においては、労働安全衛生規則で定める「ロープ高所作業」に係る特別教育を受けた道路橋点検士が実施すること。

第2章 業務内容

第7条 業務内容

本業務の内容は以下のとおりとし、各項目の作業内容は次条以降に示す。

1. 「群馬県橋梁点検要領【令和3年度改定版】」(以下点検要領という)による群馬県式定期点検を行い、群馬県市町村版橋梁情報管理システムで橋梁管理カルテを作成する。
2. 監督員が指定する対策が必要な橋梁について、対策区分に応じた当面の対応策及び恒久対策を提案し、併せて概算工事費等を算出する。
3. 全体一般図、及び付属物形式等の維持管理必要な寸法等を現地で計測する。
4. 点検結果及び診断結果について、道路橋定期点検要領(平成31年2月 国土交通省 道路局)で指定する「別紙2 様式1、様式2」を作成する。
5. ボックスカルバートについては、道路管理者と協議し、道路橋定期点検要領(平成31年2月 国土交通省 道路局)の参考資料「特定の条件を満足する溝橋の定期点検に関する参考資料」に則り、点検を実施するか確認すること。また、点検調書については、群馬県市町村版橋梁情報管理システムにて作成すること。
6. 単純RC床版橋及び簡易H形鋼橋については、道路管理者と協議し、地域一括発注独自書式で点検を実施するか確認すること。また、点検調書については、群馬県市町村版橋梁情報管理システムにて作成すること。
7. 点検する全橋梁について、新技術を活用した点検方法について検討すること。なお、詳細については、センターと協議の上、決定すること。

第8条 点検対象橋梁

点検対象橋梁は、市町村が管理する道路橋とし、設計図書に示すとおりとする。

第9条 計画準備

業務の目的・主旨を把握した上で、業務計画書及び、詳細な橋梁毎の点検実施計画の作成を行う。また、業務に関する資料の収集整理を行い、橋梁リストを作成すること。

第10条 現地踏査

1. 現地踏査は、橋梁点検に先立ち実施するものであり、当該橋梁の点検手段・交通規制の必要性等を判断するものである。
2. 現地踏査で最低限確認する項目を以下に示す。
 - (1) 点検方法の確認と交通規制について
橋梁毎に点検と交通規制の方法について確認すること。特に近接目視ができない場合や全面通行止めが必要な場合は速やかに監督員に報告すること。
 - (2) 橋梁リストとの整合性について
計画準備で作成した橋梁リストの内容と現地が整合しているか確認し、一覧表に整理すること。特に拡幅による複合橋や側道橋があった場合は速やかに、監督員に報告すること。

- (3) 迂回路確認について
橋梁毎に迂回路有無について確認すること。
- (4) 土砂撤去及び伐採について
業務に支障となる土砂堆積や草木の繁茂が確認された場合は、除去作業を行うこと。機械等による作業が必要な場合は別途監督員に報告すること。

第11条 点検の方法

1. 点検要領に定める「定期点検」を実施する。(点検要領参照)
2. 現地での点検は、全ての部位・部材の状態を近接目視により把握するか、または、道路管理者の近接目視によるときと同等の健全性の診断を行うことができる情報が得られると判断した方法により行うものとする。点検項目及び方法については、(2) 道路橋定期点検要領（平成31年2月 国土交通省 道路局）及び群馬県橋梁点検要領【令和3年度改定版】(令和3年4月)に準じて実施する。
3. 各橋梁の点検手段は主に梯子又は点検車により実施することを想定しているが、実際の点検は現地踏査の結果により、点検手段を整理した上で監督員と協議し、決定すること。

第12条 対策区分の判定

1. 橋梁の損傷状況を把握した上で、点検要領に基づき対策区分の判定を行う。
2. 損傷が緊急対応の必要があると判断される場合は、業務計画書に従い速やかに監督員等に連絡すること。

第13条 損傷箇所の対応方針の提案

対策区分ごとに、想定される当面の対応策を提案する。

1. 緊急対応(E1、E2判定)について
 - (1) 把握した損傷状況や交通状況等から、交通規制等の必要性を検討し、速やかに監督員へ報告する。
 - (2) 想定される緊急対応工法を提案し、概略数量の把握、概算金額算定を行う。
 - (3) 今後の補修設計に必要な調査項目の提案と、その概算額を算出する。
2. 維持工事対応(M判定)について
 - (1) M判定について、予防保全の観点から対応が必要なものについては、対策及び概略数量等を提案する。
3. 速やかに補修等を行う必要がある(C1、C2判定)について
 - (1) C1、C2判定については、橋梁構造の安全性の観点から速やかに補修等を行うことを目的に、損傷を補修するために必要な概略数量について提案する。
4. 詳細調査を行った上で補修の要否検討を行う必要がある(S1判定)について
 - (1) 損傷が著しく、補修等の必要性の判定を行うにあたって原因の特定など詳細な調査が必要な場合には、推定される損傷原因及び調査方法について提案を行う。

5. 損傷の進行状況を確認するため追跡調査を行う必要がある(S2判定)について
 - (1) 損傷箇所について、次回点検時に追跡調査ができる仕組みづくりを行う。具体的には、損傷箇所のポンチ絵作成、写真撮影、現地へのマーキング、クラック情報の記入(長さ、幅等)等とする。
 - (2) 損傷箇所の状態を記録し、今後の観察方法や頻度等について提案を行う。

第14条 損傷進行具合、補修状況の確認

1. 点検の際には、前回点検時に認められた損傷の進行具合や維持管理状況、補修の実施の有無を確認、記録する。
2. 前回点検で判定区分 C2の損傷が補修されていない場合には記録をし、監督員に報告する。
3. 前回点検の損傷が補修済みの場合には、様式-7 に補修済みであることを記入し、前回点検と同位置で写真を記録する。

第15条 点検業務における注意事項

1. 点検時にコンクリートの「うき」等による第三者被害が生じる恐れが確認された場合には、安全を確保のうえ可能な限り叩き落とし等の応急措置を施すこと。
2. 流水による著しい洗掘等が発生している可能性もあるため、橋梁の安定性に影響を与える保護護岸等の周辺状況も記録する。
3. 積雪などの環境条件を考慮し、点検計画の妥当性を検討すること。
4. 橋梁の座標については、センターが指定する方法で取得すること。

第16条 損傷図

1. 点検の結果や損傷を記録するため、橋梁管理カルテに示す損傷図を作成する。
2. 損傷図は、効率的な維持管理をする上で必要な情報を記入するものとし、次回点検における進行性確認、補修設計に利用できる損傷状況のスケッチ、数量・寸法等を記録する。
3. 損傷図には、橋梁管理カルテの様式-7:損傷写真に記録した写真の位置を、写真番号とともに記載する。写真番号は、様式-7の写真番号と一致させる。

第17条 健全性の診断

対策区分の判定結果を参考に、健全性の診断を行う。

第18条 橋梁管理カルテ及び様式1、様式2の作成

1. 橋梁点検結果について、点検要領に定める橋梁管理カルテを作成する。
2. 橋梁に損傷がない場合であっても、橋梁管理カルテを作成すること。
3. 判定の結果から健全性の診断を行うこと。
4. 様式1、様式2は、センターにて作成及び出力することから本業務では作成不要とする。

第19条 関係機関との協議資料作成

関係機関と協議が必要になった場合は資料を作成する。

東電及び用水等との協議は簡易協議とし、鉄道機関(JR、東武鉄道)及びNEXCOとの協議は困難協議とする。

第20条 報告書作成

本業務の成果として、点検結果等を取りまとめ、報告書を作成する。

第21条 打合せ

本業務に関する打合せは、市町村ごとに、業務着手時、中間時の2回実施する。なお、業務着手時には管理技術者が立ち会うこと。

業務完了時の各市町村への成果物の納品はセンターにて実施することから、本業務の全体の概要説明資料を作成し、センターへ提出すること。

第22条 成果品

1. 本業務の成果品は、以下のとおりとする。

- (1) 報告書(センター用) 1部
- (2) 報告書(市町村別) 1部
- (3) 電子媒体 各1式
- (4) その他監督員の指示した資料

2. 業務履行中、監督員より中間成果を求められた場合には、速やかに提出する。

第23条 その他

1. 本業務にあたっては、新型コロナウイルス対策を行った上で、業務を遂行すること。

2. 本仕様書に定めのない事項については、監督員と別途協議する。